

FC HERMANA U-15/U-12

サッカークラブ規約

第1条〔名称〕

本サッカークラブ（以下「本クラブ」という）は、FC HERMANA U-15/U-12 と称します。

第2条〔目的〕

本スクールは、以下の目的をもって運営を行います。

- ①少女がサッカーを安全に楽しむ環境及び適切な指導の提供による荒川区近辺（足立区・葛飾区・北区など）の女子サッカーの普及。
- ②サッカーを通じて仲間を作り、協力し、目標の達成を目指すことで、自立し、他者と共創できる人間の育成。

第3条〔入会資格〕

本クラブに入会するものは、次の要件を備えていなければなりません。

1. 本クラブの目的に賛同し、本規約に同意及び遵守できるものであること。
2. スポーツを行うに適した健康状態であるもの。
3. 特定非営利活動法人スポーツカントリーアンビスタの賛助会員として認められた者。

第4条〔入会手続き〕

本クラブでは、

1. 所定の用紙（入会届）に必要事項を記載し提出する
2. クラブの定める費用を支払う
3. （他に所属チームがある場合は）所属チームの代表者の許可を得ていることをもって入会を許可します。

第5条〔体験練習〕

本クラブに体験練習として参加する者はその回数を原則2回までとします。

第6条〔入会金兼年会費及び月謝〕

1. 会員は、次に定める入会金・年会費及び月会費を納入しなければなりません。
(1) 入会金・年会費は入会申込時に納入していただきます。その後年度毎の更新の際に納入していただきます。

- (2) 月謝は毎月現金にて所定日にお支払いいただきます。
2. 前項の入会金・年会費及び月会費の金額は、別紙に定める通りとします。
 3. 一旦納入した入会金・年会費及び月会費は、理由の如何を問わず返還いたしません。ただし、本クラブがやむを得ない事由に基づくものと認めた場合は、この限りではありません。
 4. 退会を希望する者は、退会希望日の属する月までの月会費を納入しなければなりません。
 5. 年会費または月会費を変更する場合は、2ヶ月前までに予告するものとします。

第7条〔連絡〕

予定や出欠の確認、練習の中止や会場変更の連絡はクラブで利用する携帯サイトにて行います。入会時に保護者もしくは本人にメールアドレスをご登録いただきます。

会場不良での中止についてはグラウンド管理者と本クラブ担当スタッフとの協議によるもので、その他怪我や事故による緊急時、天災地変、会場の都合等で中止なる場合があります。

第8条〔指導方針及び内容〕

本クラブは、次の事項を会員に対する指導方針とします。

1. 卒業後も長く活躍する選手を育成するための基本的なスキルトレーニングの重視
2. 常にベストパフォーマンスを発揮するためのフィジカルトレーニング・ケアの指導
3. 他者を思いやり目標の実現に向けて努力を積み重ねる芯が通った人間の育成
4. 安全な環境で複数の専任コーチによる一貫性ある指導の提供

第9条〔クラブ参加に際しての遵守事項〕

1. 小学校でのサッカースパイクの使用は禁止となっております
2. 持ち物には名前を必ず記入してください
3. サッカーソックス・すね当ての着用をお願いいたします

第10条〔遵守事項〕

会員は、次の事項を遵守しなければなりません。

1. 規約及び本クラブの諸規則を遵守すること。
2. 本クラブの指導方針及び各コーチの指示に従うこと。

第11条〔禁止事項〕

会員は、次の各行為を行ってはなりません。

1. 本クラブの内部事情（練習の内容等）を第三者に開示すること。
2. 本クラブの秩序・風紀を乱す行為
3. 本クラブの名誉または利益を害する行為

第12条〔保険〕

1. 会員は、入会と同時にスポーツ安全保険に加入していただきます。
2. 前項の保険に要する費用は、第2条とは別途徴収させていただきます。
3. 第1項の保険加入手続は、本クラブが一括して代行させていただきます。

第13条〔負傷時の処置〕

クラブの活動中・移動中における事故・怪我につきましては下記の内容で対応

1. 応急処置はチームで行います
2. 怪我の度合いにより医療機関へ搬送し保護者へ連絡いたします
3. 補償につきましては加入していますスポーツ保険にて行います

第14条〔休会〕

病気や怪我等やむを得ない事情によりチーム代表が認めた場合に限り、1ヶ月以上活動を休まれる場合は、休会することができます。休会期間中の月会費は不要です。

休会を希望する場合は、休会しようとする月の前月20日までに代表までお申出ください。

第15条〔退会〕

病気や怪我、その他やむを得ない事情によりチーム代表が認めた場合に限り、クラブを退会することができます。

退会を希望される場合は、退会される月の前月20日までに代表までお申出ください。

第16条〔除名〕

学業との両立が著しく困難な者、本クラブの活動に支障をきたす者、著しく公序良俗に反する者は、保護者との面談を経ても改善される見込みがないと判断した場合、本クラブから除名できる。除名を決定する一切の権限は本クラブにあり、それに対しての異議申立てはできず、受け付けない。

第17条〔閉鎖〕

本クラブは、社会情勢の変化その他本クラブの継続を困難とする事由が生じた場合には2ヶ月前に予告することにより無条件に閉鎖することができます。ただし、天災、地変その他の不可効力により本クラブの継続が不可能となったときには、予告をせずに直ちに閉鎖することができます。

第18条〔写真・映像の使用〕

本クラブ活動中に記録された写真、映像、音声に関する一切の権利は本クラブに帰属するものとする。これは本クラブ広報活動や活動記録のために、FC HERMANA 及び特定非営利

活動法人スポーツカントリーアンビスタの公式ホームページやその他の媒体、資料、取材などに使用されることがあります。ご入会に際し予めご了承ください。

第 19 条（免責事項）

会員は、本クラブにおける盗難、障害、往復中、その他の事故について本クラブに対して何らかの賠償請求をすることはできず、本クラブも一切の賠償を行わないものとする。

第 20 条〔改正及び細則〕

頂いた個人情報につきましては本クラブの活動以外に利用することはございません
（より練習環境の確保のため、団体登録時・施設使用時などに使用させていただく場合があります。その際は、事前に相談をさせていただきます。）

第 21 条〔改正及び細則〕

本クラブは、必要に応じ随時本規約を改正することができるとともに、本規約に定めのない事項について細則を定めることができる。

第 22 条〔施行〕

本規約は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。